

港湾におけるコンテナ及び船舶の放射線測定の実施

参考資料

東京電力福島第1原子力発電所からの放射性物質流出を受け、外国から日本発のコンテナ及び船舶の安全性に懸念が寄せられていることから、国土交通省において、港湾におけるコンテナ及び船舶の放射線測定ガイドラインを定めるとともに、港湾管理者等の下で体制が整い次第、速やかに放射線測定を実施する。

1. 体制

国土交通省が測定方法等に関するガイドラインを作成。船社などの要請に基づき、港湾管理者、船舶運航事業者等がガイドラインに則ってコンテナの放射線を測定し、公的機関(国、港湾管理者、日本海事協会)が放射線量の証明を行う。

2. 測定方法

コンテナターミナルのゲート、船舶の甲板等で、携帯式放射線測定機器を用いて測定を行う。

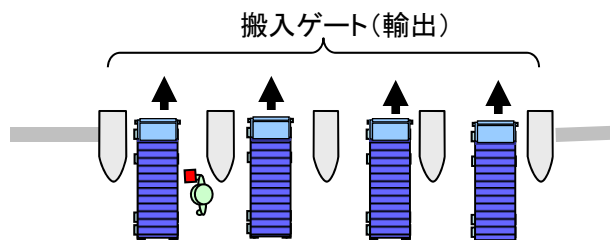
3. 基準値の設定

放射線に関する国際機関の基準値を参考に、ガイドラインにおいて安全性に関する基準値を定め、基準値を超えた場合には、コンテナの移動・除染等の措置を取る。



携帯型の放射線測定器によりコンテナ表面及び船体の放射線量を測定

コンテナターミナルゲートでの測定 (イメージ図)



放射線計測器による測定【 γ (ガンマ)線】

コンテナの測定



船体の測定

